

許可番号 01120107149

産業廃棄物処分業許可証

住 所 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 330 番地 1
氏 名 株式会社 ウム・ヴェルト・ジャパン
代表取締役 小柳 明雄



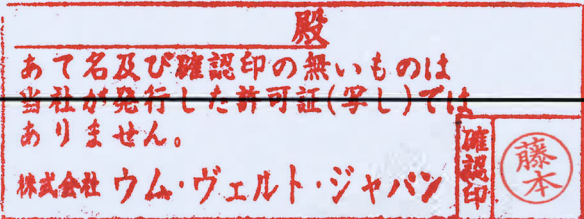
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 上田 清司



許可の年月日 令和元年 6 月 21 日

許可の有効年月日 令和 8 年 1 月 29 日



1. 事業の範囲

中間処分業

【事業場①】

水銀加熱回収：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上 3 種類（いずれも水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光ランプ、廃 HID ランプ、廃放電ランプ）に限る。）

【事業場②】

水銀加熱回収：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上 3 種類（いずれも水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光ランプ、廃 HID ランプ、廃放電ランプ）に限る。）

破 砕：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上 3 種類（いずれも廃電球類に限る。）

2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地

【事業場①】埼玉県久喜市河原井町 47 番 4 の一部 以上 1 筆（面積 215.00㎡）に限る。

【事業場②】埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山字上田 262 番 8、268 番、字西高山 330 番 1、字東高山 331 番 1 以上 4 筆（面積 8,265.67㎡）に限る。

処理施設及び保管施設の概要は 2～3 頁のとおり。

3. 許可の条件

- (1) 中間処分及び処分に伴う保管は、2. に掲げる場所で行うこと。
- (2) 中間処理は、2 頁に掲げる処理施設で行うこと。
- (3) 事業場②において、施設の使用に当たっては、彩の国資源循環工場（借地施設）運営協定に定められた大気、騒音及び悪臭の数値を遵守すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	指令番号	変更内容
平成 16 年 1 月 30 日	指令廃指第 3672 号	新規許可
平成 17 年 5 月 11 日	指令廃指第 289 号	変更許可（事業場②の追加）
平成 21 年 12 月 7 日	指令産廃第 871 号	変更許可（破砕の追加）
平成 26 年 5 月 30 日	指令北環第 57-11 号	更新許可
令和元年 6 月 21 日	指令北環第 51-10 号	更新許可

5. 規則第 10 条の 4 第 5 項の規定による許可証の提出の有無 無

許可番号 01120107149

処理施設の種類及び能力等

【事業場①】

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
水銀加熱 回収施設	2.53 t/日 (12時間)	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類（いずれも水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ）に限る。）	平成16年 1月 30日 _____ _____

【事業場②】

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
水銀加熱 回収施設	5.52 t/日 (24時間)	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類（いずれも水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ）に限る。）	平成17年 5月 11日 _____ _____
水銀加熱 回収施設	5.52 t/日 (24時間)	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類（いずれも水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ）に限る。）	平成17年 5月 11日 _____ _____
破碎施設	1.50 t/日 (12時間)	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類（いずれも廃電球類に限る。）	平成21年 12月 7日 _____ _____

保管施設の種類及び能力等

【事業場①】

産業廃棄物の種類	保管の面積	保管の高さ等
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類（いずれも水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ）に限る。）	7.0 m ²	2.0 m（屋内） （200L ドラム缶×15 本等）
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類（いずれも水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ）に限る。）	10.5 m ²	2.0 m（屋内） （200L ドラム缶×20 本等）
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類（いずれも水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ）に限る。）	6.0 m ²	2.0 m（屋内） （200L ドラム缶×15 本）

【事業場②】

産業廃棄物の種類	保管の面積	保管の高さ等
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類（いずれも水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ）に限る。）	196.9㎡	4.3m（屋内） 〔 200Lドラム缶×1440本 2.0㎡ラック×300個等 〕
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類（いずれも水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ）に限る。）	86.4㎡	4.3m（屋内） 〔 200Lドラム缶×720本 2.0㎡ラック×150個等 〕
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類（いずれも廃電球類に限る。）	3.3㎡	4.3m（屋内） 〔 200Lドラム缶×24本 0.15㎡プラボックス×24個等 〕

（以下余白）

